



茨城県報

第 335 号

令和 4 年 (2022年) 8 月 25 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課) 1
- 大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) 3
- 茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経営課) 13
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 13
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 13

(選挙管理委員会)

- 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書旨 (2件) 14
- 選挙管理委員会第9回定例会の招集 17

公 告

- 落札者等の公示 (情報システム課) 17
- 第48期茨城県労働委員会労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦 (労働政策課) 18
- 県営土地改良事業計画 (農村計画課) 21
- 開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課) 21
- 建築基準法による道路の指定の廃止 (建築指導課) 21
- 入札公告 (港湾課) 22

(教 育 委 員 会)

- 入札公告 28

(警 察 本 部)

- 落札者等の公示 (4件) 32

正 誤

- 令和4年7月25日付け茨城県報第326号中 34

告 示

茨城県告示第876号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 4 年 8 月 25 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

(2) 住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コスモス平須店

水戸市平須町字新山1828番841 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階	横山 英昭

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

令和 5 年 4 月 18 日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,382㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 46台
- イ 駐輪場の収容台数 10台
- ウ 荷さばき施設の面積 21㎡
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 7.5㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (開店時刻) 午前9時
- (閉店時刻) 午後10時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 午前8時30分～午後10時30分
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
- 2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 午前6時～午後9時

3 届出年月日

令和 4 年 8 月 17 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第877号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 4 年 8 月 25 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

青野産業株式会社

代表取締役 青野 洋和

(2) 住所

神栖市柳川2092番地の 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 古河大堤商業施設

古河市大堤字田向148番 1 外

(2) 変更しようとする事項

廃棄物等の保管施設の位置

(3) 変更の年月日

令和 5 年 4 月 11 日

(4) 変更の理由

配置計画の見直しのため

3 届出年月日

令和 4 年 8 月 10 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第878号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間茨城県産業戦略部中小企業課において縦覧に供する。

令和 4 年 8 月 25 日

茨城県知事 大井川 和彦

第 1 東海中央 S C

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東海中央 S C

水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業49街区1画地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

令和 4 年 1 月 20 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	山本 慎一郎
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目 2 番15号	松本 忠久
未定	未定	未定
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4 年 9 月 7 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,749㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 180台
- (イ) 駐輪場の収容台数 80台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 84㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 19.05㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (開店時刻) 午前 9 時
 - (閉店時刻) 翌午前 0 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前 8 時 30 分～翌午前 0 時 30 分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
 - 4 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

令和 4 年 1 月 6 日

2 意見の概要

意見なし

第 2 (仮称) コーチャンフォーつくば店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) コーチャンフォーつくば店

つくば市学園の森三丁目50番地 7

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

令和 4 年 2 月 10 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社リライアブル	北海道釧路市春採五丁目16番17号	佐藤 俊晴

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4 年 10 月 2 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,137㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 239台

(イ) 駐輪場の収容台数 30台

(ウ) 荷さばき施設の面積 23㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 28.5㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

令和 4 年 2 月 1 日

2 意見の概要

意見なし

第 3 (仮称) ドラッグコスモス下館西店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス下館西店

筑西市外塚字塚越514番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

令和 4 年 2 月 17 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階	横山 英昭

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4 年 10 月 4 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,507m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 51台
- (イ) 駐輪場の収容台数 20台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 75m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 13.5m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前 9 時
(閉店時刻) 午後 10 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
2 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

令和 4 年 2 月 3 日

2 意見の概要

意見なし

第 4 TAIRAYA岡芹店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

TAIRAYA岡芹店
筑西市岡芹字中道334番

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)
令和 4 年 3 月 7 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社エコス	東京都昭島市中神町1160番地 1	平 邦雄
大関 みつ子	筑西市玉戸1200番地21	—

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4 年 10 月 18 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,884㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 107台

(イ) 駐輪場の収容台数 25台

(ウ) 荷さばき施設の面積 82.5㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 9.5㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 翌午前 0 時 (一部午後 10 時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分～翌午前 0 時 30 分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

令和 4 年 2 月 17 日

2 意見の概要

意見なし

第 5 (仮称) カワチ薬品大津港店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) カワチ薬品大津港店

北茨城市大津町字二日羅内 2712 番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

令和 4 年 3 月 10 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市大字卒島1293番地	河内 伸二

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4 年 10 月 23 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,482m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 57 台

(イ) 駐輪場の収容台数 20 台

(ウ) 荷さばき施設の面積 60m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 9 m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午後 10 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

令和 4 年 2 月 22 日

2 意見の概要

意見なし

第 6 DCMホームマック取手店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームマック取手店

取手市戸頭字長町1299番 4

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

令和 3 年 12 月 23 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 駐輪場の位置

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時 30 分 (一部午前 9 時)

(変更後) 午前 9 時 30 分 (一部午前 8 時)

(ウ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時 45 分～翌午前 0 時 15 分 (一部午後 9 時)

(変更後) 午前 7 時 45 分～翌午前 0 時 15 分 (一部午後 9 時)

ウ 変更の年月日

(ア) 令和 4 年 8 月 17 日

(イ)、(ウ) 令和 3 年 12 月 17 日

エ 届出年月日

令和 3 年 12 月 16 日

2 意見の概要

意見なし

第 7 城南ショッピングセンター

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

城南ショッピングセンター

龍ヶ崎市光順田 1753 番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

令和 4 年 1 月 6 日

イ 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時

(変更後) 午前 8 時

ウ 変更の年月日

令和 3 年 12 月 22 日

エ 届出年月日

令和 3 年 12 月 21 日

2 意見の概要

意見なし

第 8 水戸サウスタワー

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸サウスタワー

水戸市宮町一丁目 7 番 33 号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

令和 4 年 1 月 17 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 駐車場の位置

- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 24時間 (一部午前 8 時～翌午前 0 時、午前 10 時 30 分～午後 10 時)
(変更後) 24時間 (一部午前 8 時～翌午前 0 時)

- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 7 箇所
(変更後) 12 箇所

ウ 変更の年月日

- (ア) 令和 4 年 8 月 29 日
(イ)、(ウ) 令和 4 年 1 月 1 日

エ 届出年月日

令和 3 年 12 月 28 日

2 意見の概要

意見なし

第 9 ウェルシア笠間東店

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ウェルシア笠間東店
笠間市笠間字稲荷町 97 番 3 外

(2) 届出の概要

- ア 届出の種類及び届出の公告日
変更の届出 (第 6 条第 2 項)
令和 4 年 1 月 20 日

イ 変更しようとする事項

- (ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1,498 m^2
(変更後) 1,552 m^2

- (イ) 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 15 台
(変更後) 20 台

- (ウ) 荷さばき施設の面積
(変更前) 64 m^2
(変更後) 24 m^2

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置

- (オ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午前 9 時
(変更後) 午前 0 時

- (カ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 8 時 30 分～翌午前 0 時 30 分
(変更後) 24 時間

ウ 変更の年月日

令和 4 年 9 月 8 日

エ 届出年月日

令和 4 年 1 月 7 日

2 意見の概要

意見なし

第10 山新土浦店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

山新土浦店

土浦市東真鍋町3392番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

令和 4 年 2 月 24 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 6,718㎡

(変更後) 8,724㎡

(イ) 駐車場の収容台数

(変更前) 149台

(変更後) 190台

(ウ) 駐輪場の位置

(エ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 8 時 閉店時刻 午後 8 時

(変更後) 開店時刻 午前 6 時 30 分 閉店時刻 午後 8 時 45 分

(オ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 7 時 30 分～午後 8 時 30 分

(変更後) 午前 6 時～午後 9 時

(カ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 7 箇所

(変更後) 5 箇所

ウ 変更の年月日

(ア)、(イ)、(ウ) 令和 4 年 10 月 5 日

(エ)、(オ)、(カ) 令和 4 年 2 月 5 日

エ 届出年月日

令和 4 年 2 月 4 日

2 意見の概要

意見なし

第11 コメリパワー鹿嶋店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー鹿嶋店

鹿嶋市大字宮中字中町附4800番10 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

令和 4 年 3 月 7 日

イ 変更しようとする事項

廃棄物等の保管施設の位置

ウ 変更の年月日

令和 4 年 10 月 23 日

エ 届出年月日

令和 4 年 2 月 22 日

2 意見の概要

意見なし

第12 ヨークベニマル大成店・サンドラッグひたちなか大成店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル大成店・サンドラッグひたちなか大成店

ひたちなか市大成町11番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

令和 4 年 3 月 10 日

イ 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4 箇所

(変更後) 5 箇所

ウ 変更の年月日

令和 4 年 2 月 25 日

エ 届出年月日

令和 4 年 2 月 24 日

2 意見の概要

意見なし



茨城県告示第879号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 8 月 25 日

茨城県知事 大井川 和彦

別表 1 中「0.60%」を「0.70%」に改める。

別表 2 中「0.60%」を「0.50%」に改める。

付 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、令和 4 年 8 月 19 日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第880号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 4 年 8 月 25 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 8 月 25 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 つくば野田線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
つくばみらい市小絹字東中宿703番 2 地先 から つくばみらい市小絹字西藏下960番 2 地先 まで	旧	最大 36.2 最小 14.0	420	
	新	最大 53.7 最小 25.0	420	現道拡幅

茨城県告示第881号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 4 年 8 月 25 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 8 月 25 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 路 線 名 県道 笠間つくば線
- 供用開始の区間 石岡市柿岡字柿岡5008番 3 地先から
石岡市柿岡字柿岡5036番 2 地先まで
石岡市柿岡字柿岡5030番 2 地先から
石岡市柿岡字鳥羽海5221番地先まで
- 供用開始の期日 令和 4 年 8 月 25 日

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第59号

令和 4 年 4 月 17 日 執行の茨城県議会議員鹿嶋市選挙区補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和 4 年 8 月 25 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和 4 年 4 月 17 日 執行 茨城県議会議員鹿嶋市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

8,584,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小松崎 敏紀	所属党派	無所属	令和 4 年 4 月 1 日から 期間	第 1 回分
出納責任者氏名	瀬尾 旭			令和 4 年 4 月 25 日まで	
収 入				支 出	
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	65,000円
茨城県食と農と水政治連盟	政治団体	50,000円		家屋費	76,000円
阿部 慎也	会社役員	43,200円		選挙事務所費	10,000円
高木 恵子	自営業	15,000円		集会会場費	66,000円
小松崎 広治朗	会社役員	15,000円		通信費	0円
野口 真理子	無職	15,000円		交通費	0円
				印刷費	151,200円
その他の寄附	2件	20,000円		広告費	66,200円
その他の収入		1,033,000円		文具費	0円
				食糧費	0円
今回計		1,191,200円		休泊費	0円
前回計		0円		雑費	0円
総 計		1,191,200円		今回計	358,400円
				前回計	0円
				総 計	358,400円
支出のうち公費負担相当額	項 目		金 額		
	ビラの作成		0円		
	ポスターの作成		151,200円		
	計		151,200円		

報告書受理年月日	令和 4 年 4 月 27 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	小松崎 敏紀	所属党派	無所属	令和 4 年 5 月 23 日から 期間	第 2 回分
出納責任者氏名	瀬尾 旭			令和 4 年 5 月 31 日まで	
収入				支出	
主たる寄附 (氏名、団体名)				人件費 0円	
(職業)				家屋費 0円	
(寄附額)				選挙事務所費 0円	
				集会会場費 0円	
				通信費 0円	
				交通費 0円	
				印刷費 0円	
				広告費 0円	
				文具費 0円	
				食糧費 0円	
その他の寄附 0件 0円				休泊費 0円	
その他の収入 0円				雑費 866円	
今回計 0円				今回計 866円	
前回計 1,191,200円				前回計 358,400円	
総計 1,191,200円				総計 359,266円	
報告書受理年月日		令和 4 年 7 月 25 日		第 2 回報告分	

茨城県選挙管理委員会告示第60号

令和 4 年 4 月 24 日執行の茨城県議会議員小美玉市選挙区補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 192 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和 4 年 8 月 25 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 令和 4 年 4 月 24 日執行 茨城県議会議員小美玉市選挙区補欠選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,306,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	幡谷 好文	所属党派	無所属	令和 4 年 4 月 1 日から 期間	第 1 回分
出納責任者氏名	藤田 恵			令和 4 年 5 月 6 日まで	
収入				支出	
主たる寄附 (氏名、団体名)				人件費 405,000円	
(職業)				家屋費 0円	
(寄附額)					

			選挙事務所費	0円
			集会会場費	0円
			通信費	0円
			交通費	0円
			印刷費	650,400円
			広告費	118,800円
			文具費	660円
			食糧費	175,697円
その他の寄附	0件	0円	休泊費	0円
その他の収入		1,618,800円	雑費	23,582円
今回計		1,618,800円	今回計	1,374,139円
前回計		0円	前回計	0円
総計		1,618,800円	総計	1,374,139円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	112,000円
	ポスターの作成	204,000円
	計	316,000円

報告書受理年月日	令和4年5月9日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	木村 喜一	所属党派	無所属	令和4年2月25日から 期間 第1回分
出納責任者氏名	木村 喜一			令和4年4月28日まで
収 入				支 出
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費 390,000円
斉藤 強	行政書士	30,000円		家屋費 200,000円
				選挙事務所費 200,000円
				集会会場費 0円
				通信費 55,440円
				交通費 0円
				印刷費 662,120円
				広告費 338,580円
				文具費 69,974円
				食糧費 113,799円
その他の寄附	0件	0円		休泊費 0円
その他の収入		1,814,894円		雑費 14,981円
今回計		1,844,894円		今回計 1,844,894円

前回計	0円	前回計	0円
総 計	1,844,894円	総 計	1,844,894円
支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額	
	ビラの作成		112,650円
	ポスターの作成		489,520円
	計		602,170円

報告書受理年月日	令和 4 年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	----------------	----------

茨城県選挙管理委員会告示第61号

令和 4 年第 9 回定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 8 月 25 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

1 日 時

令和 4 年 9 月 8 日 (木) 午前 11 時

2 場 所

水戸市笠原町 978 番 6

茨城県庁選挙管理委員室

3 議 題

- (1) 令和 5 年 1 月 7 日任期満了による茨城県議会議員の一般選挙の選挙期日等について
- (2) 第 26 回参議院議員通常選挙に係る執行経費の加算について
- (3) 茨城県議会議員一般選挙の概要について
- (4) 令和 4 年第 11 回定例会の日程等について
- (5) 市町村選挙の結果について
- (6) 政治団体の設立届出等の状況について
- (7) その他

公 告

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 4 年 8 月 25 日

茨城県知事 大井川 和 彦

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合

には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由

①LGWAN環境接続用機器一式賃貸借 ②政策企画部情報システム課 水戸市笠原町978番6 ③令和 4 年 7 月 7 日 ④ N T T ・ T C リース株式会社 代表取締役 成瀬 明弘 東京都港区港南一丁目 2 番 70 号 ⑤48,798,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） ⑥一般競争入札 ⑦令和 4 年 5 月 26 日

①行政情報ネットワーク出先機関用UPS一式賃貸借 ②政策企画部情報システム課 水戸市笠原町978番6 ③令和 4 年 7 月 14 日 ④富士電機 I T ソリューション (株) 茨城営業所 営業所長 高嶋 一二 茨城県水戸市城南 1 丁目 4 番地 7 号第 5 プリンス 5 F ⑤20,844,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） ⑥一般競争入札 ⑦令和 4 年 6 月 2 日

①次期共通基盤システム更新に係る調査業務委託 ②政策企画部情報システム課 水戸市笠原町978番6 ③令和 4 年 7 月 6 日 ④株式会社三菱総合研究所 代表取締役 簗田 健二 東京都千代田区永田町二丁目10番3号 ⑤32,565,170 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号

◎第 48 期茨城県労働委員会労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦

第 47 期茨城県労働委員会委員の任期が令和 4 年 11 月 30 日をもって満了となるので、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 19 条の 12 第 3 項及び労働組合法施行令（昭和 24 年政令第 231 号）第 21 条第 1 項の規定により、第 48 期委員を任命したいので、茨城県の区域内のみに組織を有する労働組合及び使用者団体は、次の要項により労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦願います。

令和 4 年 8 月 25 日

茨城県知事 大井川 和 彦

第 48 期茨城県労働委員会委員候補者推薦要項

1 推薦する者の資格

(1) 労働者委員の候補者を推薦する資格のある者は、茨城県の区域内のみに組織を有する労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する労働組合であること。

なお、連合団体である労働組合（単なる連絡機関又は協議体は除く。）とそれに加盟する労働組合が、共に茨城県の区域内のみに組織を有するときは、両者別々に推薦することができること。

(2) 使用者委員の候補者を推薦する資格のある者は、茨城県の区域内のみに組織を有し、主として労働問題に関する事務をその業務とするか、又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体であること。

2 推薦される者の資格

(1) 労働組合法第 19 条の 4 第 1 項の規定に該当する次の者は、委員となることができない。

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 公務員が委員に就任する場合は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 101 条及び第 104 条、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条及び第 38 条の規定によって兼職禁止及び職務専念の義務並びに他の事業又は事務の関与制限等の規定の適用を受ける。

3 推薦の手続き

(1) 推薦しようとする労働組合は、推薦書（様式第 1 号）及び候補者の履歴書にその労働組合が労働組合法の規定に適合する旨の労働委員会の証明書を添付して推薦すること。

(2) 推薦しようとする使用者団体は、推薦書（様式第 2 号）及び候補者の履歴書にその団体の定款又は団体規約等を添付して推薦すること。

4 推薦する委員の候補者数

候補者の数は、制限しない。

5 推薦できる期間

令和 4 年 9 月 15 日から令和 4 年 10 月 21 日まで

6 推薦書等の提出先

茨城県産業戦略部労働政策課（水戸市笠原町 978 番 6）宛提出すること。

様式第 1 号

令和 4 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所 在 地

労働組合名

代 表 者 名

第 48 期茨城県労働委員会委員候補者推薦書

労働組合法第 19 条の 12 第 3 項及び労働組合法施行令第 21 条第 1 項の規定により、茨城県労働委員会の第 48 期労働者委員候補者として、次の者を推薦いたします。

氏 名	生年月日	所属労働組合及びその地位	所属職場及びその地位	賞罰の有無	略 歴

様式第 2 号

令和 4 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所 在 地

使用者団体名

代 表 者 名

第 48 期茨城県労働委員会委員候補者推薦書

労働組合法第 19 条の 12 第 3 項及び労働組合法施行令第 21 条第 1 項の規定により、茨城県労働委員会の第 48 期使用者委員候補者として、次の者を推薦いたします。

氏 名	生年月日	所属会社及びその地位	賞罰の有無	略 歴

●**県営土地改良事業計画**

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営長井戸沼湛水防除機場地区土地改良事業 (農業用排水施設) につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告として、計画を定めたことに対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 4 年 8 月 25 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

県営長井戸沼湛水防除機場地区土地改良事業 (農業用排水施設) 計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 4 年 8 月 26 日から令和 4 年 9 月 26 日まで

3 縦覧の場所

茨城県県西農林事務所境土地改良事務所

●**開発行為の工事完了**

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 4 年 8 月 25 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷市椎塚字大道 1551 番 5

2 事業主の住所及び氏名

稲敷市椎塚 1551 番地 4

鈴木 陽太

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字久下田字中坪東 531 番 1

2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字久下田 526 番地

高久 公貴

●**建築基準法による道路の指定の廃止**

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定を廃止したので、公告する。

令和 4 年 8 月 25 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定番号 南総建指令第 376 号

- 2 廃止する道路の種類 第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定廃止の年月日 令和4年8月17日
- 4 廃止する指定道路の位置
稲敷市結佐字下結佐3422番1
- 5 廃止する指定道路の延長及び幅員
延長 72.7メートル
幅員 6.00～6.50メートル



●入札公告（電子入札）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和4年8月25日

茨城県知事 大井川 和彦

1 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県土木部港湾課 庶務担当 担当：武田

電話 029-301-4516

FAX 029-301-4538

e-mail kowan@pref.ibaraki.lg.jp

建設・漁港担当 担当：根本

電話 029-301-4530

2 入札対象工事

- (1) 工事名 04県単常機 第04-06-394-Z-001号
ガントリークレーン製作据付工事
- (2) 工事場所 茨城港常陸那珂港区（那珂郡東海村照沼地内）
- (3) 工事概要 ガントリークレーン製作据付工事 N=2基
対象船舶：オンデッキ14列コンテナ専用船
定格荷重：コンテナ（ISO規格20ft、40ft、45ft）40.6t
重量物50.0t
構造規模：揚程33m（レール面上）
揚程15m（レール面下）
アウトリーチ：41m
バックリーチ：15m
スパン：30m
- (4) 工期 令和7年3月15日まで
- (5) 建設工事の種類（業種区分） 機械器具設置工事
- (6) 総合評価方式の適用

本工事は、施工実績等に加え、簡易な施工計画に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合

的に評価して落札者を決定する総合評価方式（簡易型）の工事である。

- (7) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認めない工事である。

3 競争参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである（全てを満たすこと。）。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された機械器具設置工事について、経営事項評価点数が、1,000点以上の者であること。
- (4) 平成19年4月1日から令和4年3月31日までに竣工した工事のうち、本工事と同種工事（港湾荷役用ガントリークレーン製作据付工事）を元請けとして施工した実績があること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上のものに限る。）。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること（ただし、建設業法施行令第27条第2項に該当する場合はこの限りではない。）。ただし、製作工と据付工でそれぞれ別の技術者の選任は認める。

なお、製作工において同一工場でほかの工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われる場合においては、必ずしも当工事のみの専任を求めない。

- (ア) 機械器具設置工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者になり得る者であること。
- (イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- (ウ) 平成19年4月1日から令和4年3月31日までに竣工した工事のうち、本工事と同種工事（港湾荷役用ガントリークレーン製作据付工事）を元請けの主任（監理）技術者、現場代理人または担当技術者として施工した経験があること（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上のものに限る。）。ただし、製作工と据付工でそれぞれ別の技術者を配置するときは、製作工の技術者は製作実績、据付工の技術者は据付実績を有すること。
- (エ) 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
- (オ) 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。
- (カ) 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。
- (キ) 現在他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）にあつては、工期の始期日からは配置でき、かつ工事の着手日において専任で配置できること。
- (ク) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料（様式第2号）及び配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第4号）は、すべての配置予定技術者について作成のうえ提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。

なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成

11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと(茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)

- (7) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 機械器具設置工事について、特定建設業の許可を受けていること。
- (9) 機械器具設置工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査(建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。)を受けている者であること。

4 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) いばらき電子入札共同利用 入札情報サービス

- (ア) 期間 令和4年8月25日(木)から令和4年10月4日(火)まで
- (イ) URL <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>
- (ウ) 交付方法 ダウンロードによる

(2) 公共事業情報センター

- (ア) 期間 令和4年8月25日(木)から令和4年10月4日(火)まで(茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)
いずれも9時から(水曜日のみ10時から)16時まで
(正午から13時を除く。)
- (イ) 閲覧方法 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟1階
- (ウ) 交付方法 写しを交付。ただし、実費を負担すること。

5 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(入札説明書別記様式第2号。以下「資料」という。)の提出期間及び場所

(1) 提出期間

- 令和4年9月6日(火)から令和4年9月8日(木)
いずれも9時から17時まで(ただし、持参による場合には、正午から13時を除く。)

(2) 場所

1の担当部局

(3) 申請書および資料の詳細については、入札説明書による。

6 入札手続き等

(1) 入札期間

- 受付開始: 令和4年9月30日(金) 9時00分
締切り: 令和4年10月4日(火) 17時00分(必着)
※休日は入札を受け付けない。

(2) 入札金額

- (ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (イ) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

(3) 入札時の添付書類

(ア) 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（入札書の提出と併せて、電子入札システム（※）により提出すること）。

なお、工事費内訳書に法定福利費（「工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額（該当する金額を記入）円」）を必ず記載すること。

※Excel形式を使用するものとし、TIF ファイル（.tif）に変換して提出する。

(イ) 該当する場合は、(4)の調査票（郵送（書留に限る。）等により提出）。

(4) 低入札価格調査に係る各調査票の事前提出

(ア) 入札に際し、6(8)に示す予定価格（消費税及び地方消費税を除いた額）の92%（1万円未満切捨て）未満に相当する額（消費税及び地方消費税を除いた額）で入札しようとする者は、低入札価格調査制度実施運営要領第6条第1項に掲げる①から⑮の各調査表の提出を求める（⑬～⑮の資料の提出は任意）。

(イ) (ア)の場合において、入札に際して一部でも各調査表を提出しなかった者のした入札は、無効とする。

(ウ) (ア)の提出方法については、原則郵送（書留に限る。）により、(5)に示す開札日の前日迄に1の担当部局に到着するよう送付すること。

(5) 開札の日時（予定）

令和4年10月5日（水） 午前10時00分から

(6) 場所

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県庁入札室1（茨城県庁行政棟1階）

(7) 入札方法

電子入札システムにより、又は書面を直接持参又は郵送若しくは電子メールにより行うものとし、ファクシミリ等による入札は認めない（持参及び郵送並びに電子メールの場合は事前に発注者の承諾を得た場合に限る。）。

(8) 予定価格

2,518,582,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(9) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 入札保証金

免除

(11) 契約保証金

納付を要する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(12) 調査基準価格

設定する。「低入札価格調査制度実施運営要領」により、よく確認しておくこと。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/menue/teinyuu/teinyuu.html>

(13) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(14) 入札執行の中断、延期、取り止め等

やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合には、入札の執行を中断、延期又は取り止める場

合がある。

(5) 落札者の決定方法

ア 次の(ア)~(オ)のいずれの要件にも該当する者のうち、提出された技術資料を評価した評価点に標準点を加えた点数（技術評価点）を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする（オ、カのいずれかに該当する者を除く。）。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること（有効な入札に限る。）。

(イ) イにより算定する評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(ウ) 工事成績評定の評価点が0点未満でないこと。

(エ) 施工計画の評価が不可でないこと（簡易型の場合に限る。）。

(オ) 技術提案の評価が不可でないこと（標準型の場合に限る。）。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最高の評価値となった者を落札者とする（オ、カのいずれかに該当する者を除く。）。

イ 総合評価による評価値については、各入札参加希望者から提出された技術資料に基づき、以下の(ア)、(イ)により算定する。

(ア) 評価値の算定方法

評価値は、入札書が無効でないもののうち、予定価格の制限の範囲内のものについて、次の式により算定する。

$$\cdot \text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} = (\text{標準点} + \text{評価点}) / \text{入札価格}$$

(イ) 技術評価点の配点

標準点と評価点の配点は、次のとおりとする。

・標準点 100点

・評価点 入札説明書で示される「評価項目及び評価基準」における合計とする。

ウ 施工計画（簡易型の場合のみ）、技術提案（標準型の場合のみ）の評価が不可の場合は、入札参加を認めない。

エ 落札となるべき同一の評価値となった者が2者以上あるときは、入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づく電子くじにより落札者を決定する。

オ あらかじめ調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者は、調査に協力しなければならない。

なお、調査に協力しない者は、失格とする。

カ あらかじめ調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、提出された調査表に基づき調査を行った結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とししない。

なお、調査の一環として、以下の(ア)~(エ)の要件（数値的判断基準）を全て満たしていることを確認するものとし、いずれかでも満たさない場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある者とし、落札者とししない。

(ア) 直接工事費は、設計金額の90%以上（機械器具設置工事、電気工事、電気通信工事は75%以上）であること（直接工事費には、工事目的物の施工に係る材料費、機器費を含む。）。

(イ) 共通仮設費（積上分+率計上分）は、設計金額の80%以上であること。

(ウ) 現場管理費は、設計金額の80%以上であること。

(エ) 一般管理費（契約保証費を含む。）は、設計金額の30%以上であること。

キ 入札結果は、入札後直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより通知する。郵便又は電子メールにより入札した者には、電話又はファクシミリにより連絡する。

(6) 契約書の要否

要

7 議会の議決

本公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項に規定する議会の議決を要する。

なお、この場合においては、落札者となった者は本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めるとき若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。

8 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

上記3(2)に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者も上記5により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

新たに一般競争入札参加資格の認定を受けようとする者は、速やかに申請に必要な書類を入手し、次のとおり申請すること。

(1) 申請時期

入札公告日から競争参加資格確認申請書の提出期限まで

(2) 申請方法

郵送（書留郵便に限る。）により行うものとする（(1)の提出期限日までの消印有効）。

(3) 申請書等の入手方法

(5)の担当部局に問い合わせるものとする。

(4) 資格の有効期間

本申請により有資格者となった者の入札参加資格は、本工事の請負契約に限り有効とする。

(5) 申請書等の提出先及び問合せ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県土木部監理課 建設業担当

電話 029-301-4334（直通）

電子メール kanri3@pref.ibaraki.lg.jp

9 建設資材の再資源化等

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

10 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

1に同じ。

(3) 手続における交渉の有無

無

- (4) 当該工事に関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無
- (5) 質問は日本語に限る。
- (6) 資料作成説明会を行わない。
- (7) 資料のヒアリングを行わない。
- (8) 現場説明会を行わない。

11 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity :Kazuhiko Oigawa,
Governor of Ibaraki Prefecture
- (2) Classification of the services to be procured :41
- (3) Subject matter of the contract:Ship to Shore Gantry Crane Manufacturing &
Installation Works
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the
qualification : 17:00 8 September 2022
- (5) Time-limit for the submission of tenders : 17:00 4 October 2022 (tenders brought
with 10:00 5 October 2022 or submitted by mail : 17:00 4 October 2022)
- (6) Contact point for tender documentation :Port Division, Department of Public Works,
Ibaraki Prefect Government, 978-6, Kasahara-cho, Mito Ibaraki, 310-8555 Tel:029-301-4516

~~~~~  
(教 育 委 員 会)

#### ●入札公告 (電子調達)

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和4年8月25日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

#### 1 入札に付する事項

- (1) 借入物件及び数量  
茨城県立海洋高等学校 レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ賃貸借 一式
- (2) 借入物件の特質等  
借入物件の性能等に関し、入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。
- (3) 借入期間  
令和5年2月1日から令和10年1月31日までとする。ただし、令和5年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
- (4) 借入場所  
茨城県ひたちなか市和田町3-1-26

#### 2 担当部局

〒310-8588

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県教育庁総務企画部財務課施設担当

電話 029-301-5173

FAX 029-301-5189

所属メールアドレス shisetsu@pref.ibaraki.lg.jp

### 3 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加資格に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 仕様書で要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。
- (5) 迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、参加登録、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

### 5 入札説明書の交付期間及び場所

#### (1) 期間

入札公告の日から令和4年9月21日(水)までの午前9時30分から午後5時00分まで(ただし、正午から午後1時までを除く)。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

#### (2) 場所

茨城県水戸市笠原町978番 6 (茨城県庁22階) 茨城県教育庁総務企画部財務課施設担当

### 6 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

#### ア 質問受付期間

公告の日から令和4年9月12日(月)午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

#### イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

#### ウ 方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

## ア 日時

令和 4 年 9 月 20 日 (火) 午後 5 時まで

## イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に 3(4)から(7)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (1) 提出期限

令和 4 年 9 月 21 日 (水) 午後 5 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

## (2) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法により参加する場合には、電子調達システムにより、入札参加登録シート（テキストファイル）を送信の上、提出物一式は、別途、郵送、持参又は所属メールアドレスへの送信のいずれかの方法により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参等により提出すること。

## (3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

## (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 4 年 9 月 30 日 (金) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

## (1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

入札書に記載すべき金額は、月額賃借料を記載すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上、封書にて 2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

## (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 4 年 10 月 5 日 (水) 午後 5



時までにはシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2 の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 4 年 10 月 6 日 (木) 午前 10 時

イ 場所

茨城県庁入札室 3 (茨城県庁行政棟 1 階)

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。) 第 143 条第 2 号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (免除された者は除く。)

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。

(10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。

(13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者がした入札

(14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札に

より参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be rented:

Ibaraki Prefectural Kaiyo High School radar, automatic collision prevention support device simulator 1set

- (2) Term of rent:

From 1 February 2023 to 31 January 2028

- (3) Time limit for the submission of tenders

: 17:00 5 October 2022 in case of by hand

: 17:00 5 October 2022 in case of by mail

- (4) Contact point for the notice:

Financial Division of Ibaraki Prefectural Office of Education

978-6, Kasaharacho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan, 310-8588

Tel. 029-301-5173

~~~~~  
(警 察 本 部)

◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 4 年 8 月 25 日

茨城県警察本部長 飯 利 雄 彦

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①統合事件管理システムの賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 4 年 8 月 5 日 ④東京センチュリー株式会社代表取締役馬場高一 東京都千代田区神田練堀町 3 番地 ⑤月額 4,362,300 円（消費税及び地方消費税抜き額）⑥一般競争入札 ⑦令和 4 年 6 月 23 日 ⑧落札方式は最低価格

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 4 年 8 月 25 日

茨城県警察本部長 飯 利 雄 彦

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①運転者管理システム関係機器類の賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 4 年 8 月 9 日 ④株式会社 J E C C 専務取締役依田茂 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 ⑤総額 1,125,222,100 円（消費税及び地方消費税抜き額）⑥一般競争入札 ⑦令和 4 年 6 月 23 日 ⑧落札方式は最低価格

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 4 年 8 月 25 日

茨城県警察本部長 飯 利 雄 彦

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①運転者管理システム関係機器類（共通基盤連携サーバ）の賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 4 年 8 月 5 日 ④NTT・TCリース株式会社代表取締役成瀬明弘 東京都港区港南 1 丁目 2 番 70 号 ⑤月額 275,700 円（消費税及び地方消費税抜き額）⑥一般競争入札 ⑦令和 4 年 6 月 23 日 ⑧落札方式は最

低価格

◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 4 年 8 月 25 日

茨城県警察本部長 飯 利 雄 彦

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①運転者管理システム関係機器類（レプリカサーバ）の賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 4 年 8 月 5 日 ④株式会社 J E C C 専務取締役依田茂 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 ⑤月額 644,000 円（消費税及び地方消費税抜き額） ⑥一般競争入札 ⑦令和 4 年 6 月 23 日 ⑧落札方式は最低価格

正 誤

令和 4 年 7 月 25 日付け茨城県告示第 326 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
13	上から 12	28. 86	29. 01

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）
（休日の場合は繰下発行）

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)